

選定審査会における指定管理候補事業者の選定方法

1 評価方法

応募事業者からの事業計画書及びプレゼンテーションに基づき、評価表により評価を実施する。

各委員は、審査基準項目毎に「適・否」を判定する。

総合評価を「適」とした委員が過半数を超えた場合は、指定管理候補事業者として適当と認める。

2 プレゼンテーション終了後の作業

① 評価表の記入

評価表には、各審査基準について「適・否」を記入するとともに、評価のポイントとなった優れた点について記載する。

② 集計表の作成

各委員の評価結果により集計表を作成

③ 指定管理候補者の選定

集計表を参考に総合評価を行い、指定管理候補事業者を選定。

総合評価の欄で出席者の過半数の委員が「適」とされた場合に候補事業者として選定する。

なお、当日中に評価が完了しない場合は、以下のとおりとする。

9月28日までに評価表を地域福祉課あて返送

各委員の評価結果により集計表を作成

集計表を参考に10月26日の第3回選定審査会で総合評価を行い、指定管理候補事業者を選定